

**令和 7 年度
第 2 回
岩手地方最低賃金審議会**

日 時 令和 7 年 7 月 1 5 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
会 場 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

岩 手 労 働 局

— 次 第 —

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

(1) 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

(3) その他

3 その他

閉 会

令和7年度 第2回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和7年7月15日（火）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員論説委員会委員長
	近 藤 信 一	岩手県立大学 教授
	齋 藤 信 之	元岩手県労働委員会 事務局長
	横 山 信 英	特定社会保険労務士 前岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小 菅 孝 広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	小 林 齊	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤 本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山 田 清 秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	工 藤 直 樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬 川 浩 昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤 田 芳 男	岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス燃料（株） 専務取締役
	宗 形 金 吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【 事 務 局 】

所 属 等		役 職	氏 名
岩手労働局		局 長	白 石 好 春
	労働基準部	労 働 基 準 部 長	小 川 直 紀
		賃 金 室 長	高 橋 功 一
		賃 金 室 長 補 佐	小田島 学
		賃 金 室 員	鈴 木 千 春

審 議 会 資 料 一 覧

資料 1 令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画

資料 2－1 令和6年岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望に対する取組

2－2 厚生労働省「賃金引き上げ特設ページ」資料

資料 3－1 最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および
最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書（岩手労働
局長あて 全労連東北地協議長、全労連北海道地協議長、岩手県労連
議長）

3－2 全労連要請資料

令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画

令和5年度		令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月7日(金)	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	6月20日(木)	午前	実地視察	盛岡市 製造業・生活関連サービス業	R7.6.10(火)	1日	実地視察	
6月30日(金)	6月25日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	R7.7.11(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
	—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	R7.7.15(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)	7月25日(木)		中央最賃審	目安答申	8月上旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R7.8.7(木)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.8(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.18(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R7.8.19(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R7.8.20(水)	13:30	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	9月4日(水)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R7.8.25(月)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
					R7.8.27(水)		予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R7.9.5(金)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R7.9.30(火)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10月31日(水)	13:30	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	11月7日(木)	13:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	10月24日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	11月15日(金)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	11月12日(火)	9:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	11月14日(木)	13:30	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10月25日(金)	8:30	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	11月19日(火)	13:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
							②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
							③百貨店	金額審議 結 審
10月31日(火)	11月22日(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R7.10.31(金)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	開催せず 12月10日(火)	14:00	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R7.11.18(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	1月24日(金)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.1.23(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(金)	3月21日(金)	10:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

令和6年岩手県最低賃金改正決定（答申）政府要望等に対する取組

（令和7年3月19日以降把握した事項）

1 政府に対して

中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するとともに、一層、支援メニューの拡充、新たな支援策を講ずること。

（1）生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実すること。

《業務改善助成金》

（令和6年12月）

- ・業務完了期限の延長（1月31日→2月28日）
- ・交付申請期限の延長（12月27日→1月31日）

《厚生労働省》

- ・厚生労働省と中小企業庁の最新の支援施策をピックアップしたリーフレットを作成し、都道府県労働局から各団体等への周知

（令和7年度予算）

- ・業務改善助成金の拡充（地域間格差に配慮した助成率区分等の再編等）
- ・働き方改革推進支援助成金の拡充（賃金額加算区分の拡大）
- ・人材開発支援助成金の拡充（職業訓練後の賃上げ等の助成額引上げ）
- ・人材確保等支援助成金の拡充（機器導入への支援、賃金引上げ加算の導入）

《岩手労働局》

（令和6年9月）

- ・原材料高騰、エネルギー価格上昇など経済的環境の変化等外的要因により特に業況が厳しいと思われる業種（卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉、生活関連サービス業、製造業）の約900事業主に対して、業務改善助成金・キャリアアップ助成金のリーフレットを直接送付し、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金について周知した。
- ・岩手県と岩手労働局の最新の支援策を一覧にした「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」を作成し、各団体等への周知

(他省庁)

- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業～よろず支援拠点の周知（経済産業省、中小企業庁）

(2) 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。

(経済産業省)

- ・賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・法人税）措置期間の延長（2年→3年）、控除率の上乗せ（＋5％）、中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越が可能（令和6年12月）

(中小企業庁)

- ・中小事業者等が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に、雇用者給与等支給額を1.5％以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1／2に軽減。また、計画に位置付けた賃上げ方針が3％以上のものである場合は、5年間にわたって1／4に軽減。

(厚生労働省)

- ・厚生労働省のホームページに「賃金引き上げ特設ページ」を開設し、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策などについて、情報提供を実施している。

(3) 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請けGメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底すること。また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上の取組を強化すること。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

(公正取引委員会)

- ・法律の厳正な執行：下請代金法、下請振興法、特定受託事業者に係る取引

の適正化等に関する法律

- ・実態把握・相談対応：下請Gメン・知財Gメンによるヒアリング、下請かけこみ寺（47都道府県）による相談対応
- ・業界への働きかけ：業種別ガイドライン（20業種）、自主行動計画（29業種79団体）、取引交渉促進月間（3月、9月）、パートナーシップ構築宣言（57,000社）
- ・好事例の公表

〈労働基準監督機関〉

- ・1月から3月までの「集中取組期間」に監督指導を実施
- ・賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介
- ・公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省への通報制度

（4）賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険料制度の見直しを検討すること。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等を見直しに取り組むこと。

※年収の壁については審議中

（厚生労働省）

・キャリアアップ助成金の拡充（賃上げ率区分設定の増設、昇給制度新設への加算措置新設）

2 岩手県に対して

1による政府要望の趣旨に添い、県としても地域の実情に考慮した支援策の拡充・強化をするとともに、各種助成金申請に要する経費の支援など、賃上げ環境を整備する新たな助成制度の創設を図ること。

《岩手労働局》

令和6年9月30日付け要請文により、岩手労働局長から岩手県知事に対して要請を行った。

令和6年12月23日岩手県臨時議会において、物価高騰対策賃上げ支援金の採択が行われ、令和7年2月20日から、申請受付となった。

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる
情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー



MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介



MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能



MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職 種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1

株式会社ゆめの樹

洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE2

栄研化学株式会社

医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE3

南九施設株式会社

造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組めます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組み際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組み際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じること、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 03-4446-4307（平日 10:00～17:00）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先

・事業承継・M&A 補助金事務局 050-3145-3812



事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

＜「宣言」の内容について＞
・中小企業庁企画課 03-3501-1765
＜「宣言」の提出・掲載について＞
（公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



4. 資金繰りに関する支援

⑪セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑫小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑬地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

⑭人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

⑮人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

⑯建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

⑰特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

⑱早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

⑳産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額 8,635 円/1人1日あたり(1事業主あたり 1,000 万円))します。

㉑働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

㉒よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉓下請かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財)全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉔働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

㉕中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



2025年 6月 6日

岩手労働局

局長 白石 好春 様

全労連東北地方協議会
議長 高橋 正行全労連北海道地方協議会
議長 三岩手県労働組
議長 中

最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDPの5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2024年の改定では、A～Cすべてのランクで50円の改定目安が示され、各地方での審議の結果、本県は952円となりました。全国単独最下位は脱したものの、下から2番目という低水準です。最も高い東京都(1,163円)と最低額の秋田県(951円)では212円の差となり、同じ労働を同じ時間(月150時間)働いたとして月3万1,800円、年間で38万1,600円の差が生じます。また、加重平均額に達していない道県では、毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済が疲弊していく要因となっています。そのような中で、複数の知事が最低賃金の大幅引き上げや格差解消などについて発言し、国に対して意見書を提出する地方議会が増加するなど、いま賃上げが地方政治の焦点となっています。2024年の最低賃金改定では、27県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻し、地域での「経済好循環」を生みだします。

全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間での格差はなく、月額24万円以上、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上が必要であることが明らかになっています。さらに、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果も出ています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,500円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である

中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。石破政権は 2020 年代に最低賃金の全国加重平均を 1,500 円にすることをめざしていますが、これに対し、7 割を超える中小企業・小規模事業者が「対応が困難・不可能」と答える状況となっています（2025 年 1 月～2 月 日本商工会議所調べ）。また、最低賃金が低い水準の県では、中小企業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1,500 円」以上の実現、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度の改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
5. 物価高騰および労務費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させ、法整備をすすめること。
6. 岩手地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
 - (1) エッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
 - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
 - (3) 岩手地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会是一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
7. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

全労連北海道・東北ブロック 2025最賃キャラバン岩手行動

と き 2025年 6月 6日(金) 10時～15時
と ころ 盛岡市内

タイムスケジュール

(要請行動)

9時30分～45分 打ち合わせ(県庁1階・県民室)

(徒歩移動)

10時～11時 岩手県要請(県議会棟3階第2会議室)

(徒歩移動・昼食休憩)

12時15分～45分 街頭宣伝

(徒歩移動)

13時～13時30分 連合懇談(教育会館・連合事務所)

(車両移動)

14時～15時 労働局要請(第2合同庁舎5階会議室)

○要請行動参加者

全労連東北ブロック副議長・福島県労連議長	野木 英雄
全労連東北ブロック事務局次長・宮城県労連事務局長	鎌内 秀穂
全労連東北ブロック副議長・いわて労連議長	中野るみ子
いわて労連副議長(岩手自治労連中央執行委員長)	吉田 仁
いわて労連副議長(いわて生協労組執行委員長)	高橋 基
いわて労連幹事(岩手医労連書記長)	小畑 英之
いわて労連幹事(岩手県農協労組書記長)	村田 浩一
いわて労連幹事(岩手県社会福祉労組書記次長)	柴田亜希子
いわて労連幹事(いわてローカルユニオン書記長)	小野寺 藤子
いわて労連事務局長	中村 健

全労連北海道・東北地方協議会
岩手県労働組合連合会(いわて労連)

2025年 6月 6日

岩手労働局

局長 白石 好春 様

全労連東北地方協議会

議長 高橋 正行

全労連北海道地方協議会

議長 三

岩手県労働組

議長 中

最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDP の5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2024年の改定では、A～Cすべてのランクで50円の改定目安が示され、各地方での審議の結果、本県は952円となりました。全国単独最下位は脱したものの、下から2番目という低水準です。最も高い東京都(1,163円)と最低額の秋田県(951円)では212円の差となり、同じ労働を同じ時間(月150時間)働いたとして月3万1,800円、年間で38万1,600円の差が生じます。また、加重平均額に達していない道県では、毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済が疲弊していく要因となっています。そのような中で、複数の知事が最低賃金の大幅引き上げや格差解消などについて発言し、国に対して意見書を提出する地方議会が増加するなど、いま賃上げが地方政治の焦点となっています。2024年の最低賃金改定では、27県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻し、地域での「経済好循環」を生みだします。

全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間での格差はなく、月額24万円以上、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上が必要であることが明らかになっています。さらに、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果も出ています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,500円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である

中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。石破政権は 2020 年代に最低賃金の全国加重平均を 1,500 円にすることをめざしていますが、これに対し、7 割を超える中小企業・小規模事業者が「対応が困難・不可能」と答える状況となっています（2025 年 1 月～2 月 日本商工会議所調べ）。また、最低賃金が低い水準の県では、中小企業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1,500 円」以上の実現、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度の改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
5. 物価高騰および労務費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させ、法整備をすすめること。
6. 岩手地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
 - (1) エッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家が審議会の構成員とすること。
 - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
 - (3) 岩手地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会は一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
7. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2025 年 6 月 6 日

岩手県知事 達増拓也 様

全労連東北地方協議会
議 長 高橋 正行

全労連北海道地方協議会
議 長 三上

岩手県労働組
議 長 中野

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める要請

貴職におかれましては、日頃から、県民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、くらしの向上のためご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDP の5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2024年の改定では、A～Cすべてのランクで50円の改定目安が示され、各地方での審議の結果、本県は952円となりました。全国単独最下位は脱したものの、下から2番目という低水準です。最も高い東京都(1,163円)と最低額の秋田県(951円)では212円の差となり、同じ労働を同じ時間(月150時間)働いたとして月3万1,800円、年間で38万1,600円の差が生じます。また、加重平均額に達していない道県では、毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済が疲弊していく要因となっています。そのような中で、複数の知事が最低賃金の大幅引き上げや格差解消などについて発言し、国に対して意見書を提出する地方議会が増加するなど、いま賃上げが地方政治の焦点となっています。2024年の最低賃金改定では、27県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻し、地域での「経済好循環」を生みだします。

全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間での格差はなく、月額24万円以上、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上が必要であることが明らかになっています。さらに、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果も出ています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるペースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,500円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。石破政権は2020年代に最低賃金の全国加重平均を1,500円にすることをめざしていますが、これに対し、7割を超える中小企業・

小規模事業者が「対応が困難・不可能」と答える状況となっています（2025年1月～2月 日本商工会議所調べ）。また、最低賃金が低い水準の県では、中小企業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルール確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金について、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1500 円」以上の実現、「時間額 1700 円」をめざし、大幅な引き上げを行うよう政府並びに岩手労働局、岩手地方最低賃金審議会に求めること。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立するよう、国及び最低賃金審議会などに働きかけること。
3. 岩手県の「物価高騰対策賃上げ支援金」を継続的な制度にして拡充すること。政府に対して、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援策を講じること、中小企業負担を軽減するための直接支援として中小企業・小規模事業者とそこで働く労働者の社会保険料負担の減額制度の実現を求めること。
4. 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む、具体的な対策を講じるよう、国に働きかけること。
県の「公契約条例」に賃金条項を定めて改善すること。
5. 最低賃金違反を根絶するため、労働局などと協力し、経済団体・業界団体等へ働きかけること。

以 上

中央最低賃金審議会員 各位

中央最低賃金審議委員との懇談にむけて

はじめに

○国民生活の向上と経済の健全な発展に向けた最低賃金審議へのご努力に敬意を表します。

○全労連・国民春闘共闘は、25 春闘において実質賃金が低下し続ける「賃金が上がらない国」からの脱却にむけ、労働組合として最も強い力であるストライキを全国で展開するなど全力で取り組み、30 年ぶりの賃上げ水準を獲得した昨年の賃上げ水準を維持する到達をつくり出しました。しかし、実質賃金をプラスに転換するのは難しく、生活が改善したと実感できる水準とはいえません。特に、医療、介護、福祉などケア労働者の賃上げは、この物価高のなかで「ベアゼロと一時間は大幅カット」と実質賃下げとなっています。また、最も困難な生活を強いられる非正規労働者で働く仲間の賃上げは抑制的であり、生活改善どころか、消費者物価指数の食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない「基礎的支出項目」の上昇にもおよばず、厳しさが増しているのが実態です。困窮する国民生活を支え、「格差と貧困の是正」と雇用を守るために「労働者の賃金底上げによる経済」への転換が図られるようご尽力いただくようお願いいたします。

以下、何点かの論点について、私たちの考えを示させていただきます。

1. 「労働者しわ寄せ型」経済を転換し、「賃金があがる国」に

○「トランプ関税」の影響を理由に「雇用調整」の動きが報道され、「雇用調整」=リストラが強まることや賃上げにブレーキがかかることが想定されます。リーマン・ショックなど経済危機に見る日本の雇用破壊と賃金抑制による「労働者しわ寄せ型」経済の誤りを繰り返してはなりません。2024 年の実質賃金は前年比 0.5%減、3 年連続マイナスとなっています。「賃金があがる国」への転換にむけ、労働者国民の所得底上げで、GDP の 6 割を占める個人消費拡大、地域循環型経済へ施策を進める必要があります。そのためにも、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

○石破首相は、最低賃金について「2020 年代に全国平均時給 1500 円」を政府目標に示しました。これは 2016 年から 10 年越しで 1500 円にするよう求めてきた私たちの要求と運動の反映です。この政府目標は、支払い能力ありきでなく、最低賃金（賃金）を上げることで、政府の施策強化、企業努力を促すもので、この方向性は求めてきたことであり重要な転換と捉えています。しかし、後述するように歴史的な物価高騰のなかで、すでに時給 1500 円では暮らしていけない水準であること、その実現に 5 年もかかる計画であること、そして、なによりも政府目標が地方別の全国平均であって全国一律ではないことなど、不十分なものと言わざるを得ません。

○目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。石破首相は、政労使会議（5 月 22 日）で『『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画』の施策パッケージ案』（以下、「施策パッケージ案」）を示されました。働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制です。ところが「施策パッケージ案」は、労働者や企

業に生産性向上、効率化、省力化（＝人員削減）を迫ることを主内容とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。人手不足が限界に達し、人命や子どもの発達に重大な影響を及ぼしかねないケア労働や教育まで生産性向上を求めることは断じて許されません。日本企業の生産性は上がっているにもかかわらず、賃金があげられていないのが現実です。政府として最低賃金（賃金）の引上げをかけるならば、「生産性向上、効率化、省力化」を求めるのではなく、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料（事業主負担）減免や賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきです。

また、「施策パッケージ案」は、大企業の過去最高にまで膨れ上がった内部留保を労働者、そして中小企業に還元することを迫るものとなっており、結果として、政策として適格と言える労務費の価格転嫁促進、公正取引の確立、公的発注に関わる最低制限価格制度の徹底なども、実現性に疑問符をつけざるを得ません。日本の労働者の低賃金は、大企業の利益優先が生み出したゆがみです。ここを政府が規制しない限り、賃上げ原資を中小企業にもたすことはできません。M&Aなどで、中小企業を淘汰・整理し、雇用流動化で労働者の自己責任を強いることは、雇用喪失と地域経済の破壊につながるものです。適正な公正取引がなされる施策を、強制力をもって強化することが必要です。

さらに、「施策パッケージ案」では「医療、介護、保育、福祉等の現場での公定価格の引き上げ」が次期報酬改定や令和6年の人事院勧告をふまえた見直しを実施するとしています。問題はその水準であり、昨年比較などによる小手先の引き上げではなく、人間らしく暮らせる最低生計費に基づく水準への引き上げを国の責任で図ることです。事務職、現業職、非正規労働者を含めてすべての労働者の生活が同様の水準に改善される規模での公定価格の引き上げを直ちにおこなうことを求めます。

こうした、政府が目標を示すことは、「公労使3者構成での審議によって決める」とする最低賃金審議への介入ではないかとの批判があります。政府や地方自治体などが、その地域の労働者の生活や経済状況を考慮し、意見したり、目標を持ったりすることは、当然の役割であり姿だと考えます。

2. 最低生計費試算調査と標準生計費

○2024年の地域別最低賃金改定では、全国平均で1055円、前年比プラスの51円、5.1%増と過去最高となりました。しかし、物価高騰が続くなか、最賃近傍で働く労働者からはダブルワーク、トリプルワークせざるを得ず、これ以上、食費を減らせない、暮らしていけないと悲鳴があがっています。

○全労連と地方組織が全国27都道府県で4万8千人を超える人たちの協力に取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円（税込み）・時間額1,500円以上（月150時間換算）必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1700円、1800円の結果が出ており、1500円では足りない状況が示されています。

○一方で、人事院の世帯別人員標準生計費（令和6年4月）によると「1人」世帯は143,240円とされ、あまりに低く生活できない非現実的なものです。

○最低賃金決定の3要素「労働者の生計費」「労働者の賃金」「事業の支払能力」で、労働者の生計費があまりにも考慮されていません。「労働者の生活の安定」に必要な水準がいくらかなのかのエビデンスがない審議の是正が必要です。審議では全労連の最低生計費試算調査の結果を活用することや、政府による正確な調査、その方法を明らかにしていくことが必要と考えます。

3. 大都市への人口集中に歯止めがかからず、最賃引上げ、格差是正、全国一律が地方政治の焦点に

○地方から大都市への人口移動に歯止めがかかっていません。この地方の経済損失は、地域経済を冷え込ませ、地方の中小企業経営が労働力を十分に確保できない等、影響を与えています。

○人口格差の是正には、ベースとして最低賃金（賃金）の地域間格差の是正が必要です。そのうえで、地域特性を生かした施策をすることができます。いくつかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置できないと、地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのための最賃引き上げを求めて声を上げ行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。

○最高額の東京（1163 円）と最低額の県（951 円）との差は 212 円となり、全国展開している店舗で、同じ労働を同じ時間（月 150 時間）働いたとして月 3 万 1800 円、年収で 38 万 1600 円の差となります。

2024 年の最低賃金改定では、27 県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に 8 円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。

○昨年は、徳島県が目安額 50 円に +34 円の 84 円増という大きな変化をつくられましたが、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっています。目安額の上乗せも、最下位にならないためのものとなり、目安方式そのものが問われる事態になっています。「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。212 円（18.2%）と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えます。昨年、中央最低賃金審議会は、ABC ランクとも一律「50 円」の目安額としましたが、地域間の額差を縮小するメッセージとなる目安を検討いただくよう要請します。

また、最終答申の中で全国一律制への法改正を進言いただくことを要請します。

おわりに

中央最低賃金審議会は、一昨年、私たちが求めてきた、審議の「原則公開」をおこない、その流れは全国で広がりました。しかし、審議を「公開」したものの、実際の審議、労使代表の委員の主張と議論は非公開で議事録もない「二者協議」へと移行してしまいました。

2025 年度最低賃金改定の目安審議は、国民全体の生活水準に重大な影響を与えます。最低賃金近傍で働く労働者にとっても、また、「労働者しわ寄せ型」経済を転換し、「賃金があがる国」にしていく流れを加速するうえでも重要なものとなります。審議の透明性を確保し、広く国民が関心をもてる運営に改善していただくことを要請します。

以上

全国一律最低賃金制度の法改正を求める要請の補足資料

全労連・国民春闘共闘委員会は、日本の最低賃金には 3 つの問題があると考えています。1 つは、低すぎて自立して生活できないこと。2 つ目には、地域別で格差が広がっていること。3 つ目は、中小企業支援が脆弱であることです。

2024 年の改定では、徳島県が+9.4%と大幅引き上げを実施し、最低賃金の地域間格差が地方政治の焦点になっています。また、2024 年総選挙以降、「最低賃金を 2020 年代に全国平均 1,500 円に」（自民党）と与党が期限を区切った政策を打ち出すなど、大きな変化がつけられています。

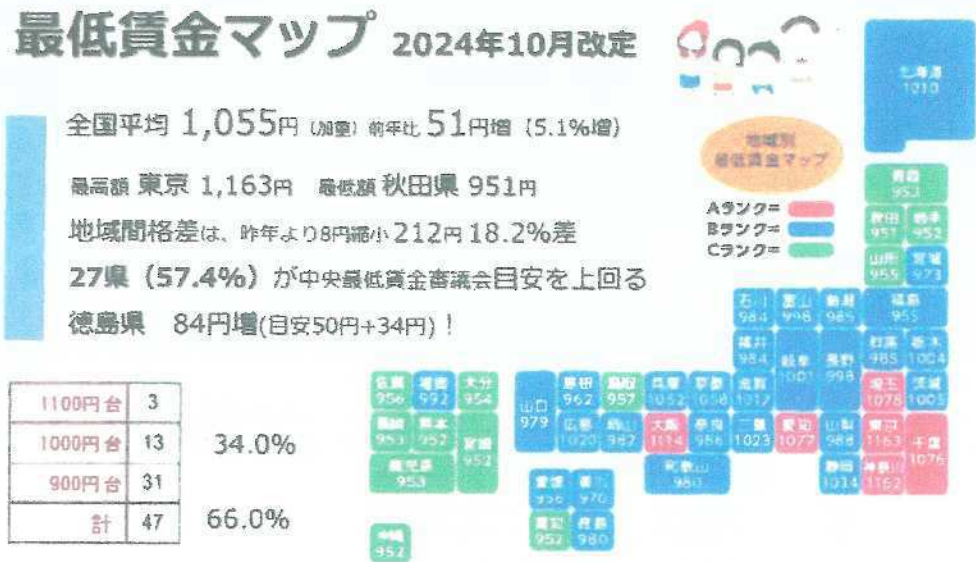
全国一律最低賃金制度の法改正を求める要請の補足資料として作成いたしましたので、ご参考にしていただけると幸いです。

1. 低すぎる日本の地域別最低賃金

①最低額では月 14 万 2650 円、年収 171 万 1800 円

日本の最低賃金は、都道府県ごとに時給で定められます。2024 年の改定では、最高の東京都が 1,163 円、最低額は 951 円で、全国加重平均は 1,055 円となっています。最低額 951 円で仮に月 150 時間働いたとして月 14 万 2,650 円、年収 171 万 1,800 円であり、ここから税・社会保険料が引かれると手取り額はさらに減少します。これでは、普通に暮らすことは到底、難しいのが現実です。最賃近傍で働く労働者はダブルワーク、トリプルワークせざるを得ず、物価高騰のなか、暮らしていけないと悲鳴があがっています。

中央最低賃金審議会は、ABC ランクとも 50 円の目安を出しましたが、その目安を 27 県が上回る答申を出しました。23 年改定時も 24 県での上乗せがあり、現在の目安制度そのものが問われる状況になっています。



23年も24県での上乗せがあり、
目安方式のあり方そのものが問われている

②「過去最高の引き上げ」にもかかわらず、世界の水準に届かない

日本の地域別最低賃金の水準は「過去最高の引き上げ」をしたにもかかわらず、世界の水準に届いていません。世界に目を向けると、すでに米ワシントン州 2,400 円、オーストラリアで 2,395 円、イギリス 2,214 円、ドイツでも 2,088 円となるなど、多くの国で物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。お隣の韓国も 1,108 円となっています。

最低賃金 国際比較 2024年9月時点



2. 深刻な地域間の格差 同じ労働で約 38 万円の格差に

全国どこでも月額 24 万円（時間給 1,500 円）以上必要

現在の地域別最低賃金では、一番高い東京と一番低い県の最低賃金額は 212 円になっています。全国展開している店舗で、同じ労働を同じ時間（月 150 時間）働いたとして月 3 万 1,800 円、年収で 38 万 1,600 円の差となります。

最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊します。中小企業では、人手不足、後継者不足で、事業継続が困難になっています。こうした実態を改善するには、格差をなくすように地域別最低賃金から全国一律最低賃金制度に法改正することが必要です。

私たちが全国 27 都道府県で 4 万 7 千人を超える人たちの協力で行ってきた、「マーケットバスケット方式」による「最低生計費試算調査」によると、人間らしくくらせる最低生計費は、全国どこでも月額 24 万円・時間額 1,500 円以上必要との結果が示されています。今、物価高騰を加味した再調査が進められており、時給 1,700 円、1,800 円が必要という結果がでています。生計費を重視するならば、いますぐ 1,500 円を実現し、1,700 円をめざす必要があります。

最低生計費試算調査 再調査・アップデート結果

年	都市名	月額(税込み)	時間額
22年	青森	249,534	1,664
	秋田	253,580	1,691
	盛岡	258,003	1,720
	山形	252,566	1,684
	福島	255,344	1,702
	水戸	265,572	1,770
	岐阜	247,759	1,652
	高知	249,699	1,665
23年	京都	263,121	1,754
24年	札幌	262,307	1,749
	さいたま	274,690	1,831
	長野	282,296	1,882
	名古屋	270,906	1,806
	大阪	274,021	1,827
	福岡	266,498	1,777
	長崎	252,099	1,681
	鹿児島	269,794	1,791
25年	新潟	259,823	1,732
	山口	252,263	1,682
25年	岡山	273,249	1,822
22年～25年平均		261,656	1,744

1600円台	7
1700円台	8
1800円台	5

最低賃金の地域間格差 年間38万円

昨年より8円縮小、212円（18.2割）

※ 東京23区平均1,163円、秋田県平均896円、徳島県平均980円、全国平均1,000円



3. 最低賃金の大幅引き上げはできることを証明した徳島県

24年改定の徳島県の最低賃金額は896円から980円と+84円9.4%のアップとなりました。徳島県の後藤田正純知事は、記者会見（2024年8月30日）で、「我が県が若者にとっても、障がい者に対しても、高齢者に対しても、外国人にとっても野心的であり、労働者に、障がい者に、高齢者に、若者に優しい、そういう県であるということが、今回全国に発信できた」と述べました。また、「データで言えば、我々徳島県のほとんどの企業は最低賃金を遥かに超える給料を正規で出しております。これが現実でありますので、そうじゃない方々について、しっかりと寄り添っていききたい」「この引上げについて経営的に厳しいという方がいれば、それは私ども県、また国で、どこの会社のどういう業態の方々なのかということは、門戸をすべて開いてお話を聞きたい」「そして、その会社の生産性の在り方、また、その会社、もしくは業界の慣習、そしてまた、もし価格転嫁ができていないのであれば、公正取引委員会とともに、一緒に改善してまいりたい」と述べています。そして、徳島県では、時間給「930円未満」の従業員の賃金を「980円以上」に引き上げた中小企業等を対象に一時金を支給する「徳島県賃上げ支援事業」を実施しています。

金額改定後、年末の地方最低賃金審議会で、使用者代表委員は、「今年度の徳島県の最低賃金額は『徳島ショック』とも言われ、衝撃は大きかったが、その後をみていると、徳島の事業者は最低賃金の引上げにより価格転嫁が進んだのではないかと感じている。人員の抑制等を行わず、生産性向上に目を向けるきっかけとなった。業務改善助成金の申請も非常に多かったと聞いており、事業者としてはこれを生産性向上の契機としたいので、労働局にも迅速に審査、決定を行っていただきたい。」と発言しています。

4. 国でも中小企業支援の特別な支援策と財政措置を

2024年総選挙以降、「最低賃金を2020年代に全国平均1,500円に」（自民党）、「最低賃金を5年以内に全国平均1,500円に」（公明党）と与党が期限を区切った政策を打ち出しています。2020年代に最低賃金を1,500円にするのには単純計算で年率7.3%の引き上げが必要です。日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められており、国政でも徳島県のように中小企業支援策を強く発信することが求められています。

私たちは、現行の「業務改善助成金」などの支援策拡充要求だけでなく、社会保険料の減免や直接的給付金等支援策など、別建ての支援制度の創設を強く求めています。また、物価高騰に伴

う材料費やエネルギー、労務費の上昇分について、中小企業が販売価格に転嫁できるよう、取引の適正化（罰則規定の強化等）、環境整備を求めています。2022年に「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を〜全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をまとめました。その概要を資料として別紙に添付させていただきますのでご参考にしていただけると幸いです。

4.最低賃金が全国一律（1500 円）になったら、経済はどう変わるか

日本は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。

最低賃金 1,500 円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すことになります。

研究機関である一般社団法人労働運動総合研究所（労働総研）は、2023 年 2 月、「最低賃金が全国一律 1,500 円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」をまとめ、公表しました。そこで、最低賃金全国一律 1,500 円にすることによる「経済波及効果」が試算されています。労働総研によると、全国では時給 1,500 円未満で働く労働者は全労働者の 49.8%の 2,823 万人。このすべての労働者を時給 1,500 円にするには、16.1 兆円の原資が必要ですが、引き上げた結果、一人あたり平均月 4 万 1,400 円の賃上げとなり、新たな雇用は 106.6 万人分創出することができます。結果、GDP を 1.9%押し上げ、国や地方の税収は 2 兆円以上増加させることができますと試算されています。都道府県ごとに試算がされていますので、詳しくは HP をご覧いただくか、お問い合わせください。

最低賃金 全国一律1500円の経済波及効果

経済波及効果・全国と47都道府県別の試算結果（推計）

	全国	秋田県
1 時給1500円未満の雇用者数	2,823万人（雇用者の49.8%）	18万4千人増
2 必要な資金原資	16.1兆円	1,413億円
3 賃上げ平均額（一人あたり）	月平均4万1400円の賃上げ	月平均5万4500円の賃上げ
4 新たな雇用創出	106.6万人	1万2500人
5 租付加価値額（≒GDP）	10.5兆円増でGDPが1.9%上昇	1,153億円増
6 税収（国・地方）	2兆円以上増加	224億円以上増加

※「最低賃金が全国一律で1500円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」第2部「最低賃金1500円への引き上げは日本経済再生の大きな一歩（木地孝之）2023.3 一般社団法人 労働運動総合研究所より

労働総研のホームページに詳細資料 ⇨ [230207_01.pdf \(yuiyuidori.net\)](https://www.yuiyuidori.net/230207_01.pdf)

「さいごに」

最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

日本経済を活性化させるためには地域経済の活性化は欠かせません。そのためにも労働者の大幅な賃上げなしに経済の活性化はあり得ません。特に低廉な賃金で働く人たちの賃金の底上げは極めて重要な課題だといえます。

最低賃金の大幅な引き上げとともに地域間格差を是正し、全国一律制度の実現と国の責任による中小企業支援の抜本的強化に向けてのご支援とご協力を重ねて求めます。

以 上

生活にかかるお金はどこでもおなじ

だから

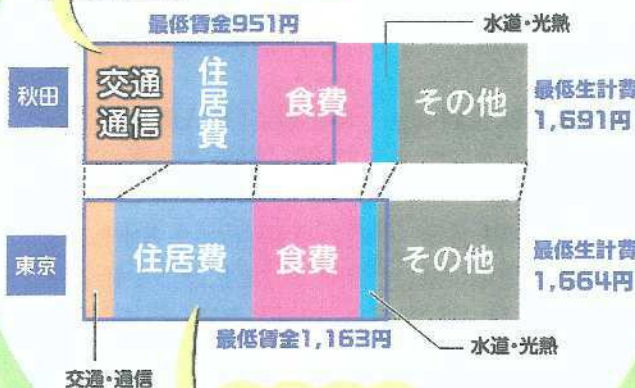
最低賃金も全国一律へ



地方は
交通費が高く、
住居費は低い

生計費はおなじ。

最低賃金はちがう。



都市部は交通費が低く、
住居費は高い。

地域格差は 212円
年収で 38万円
最高 1163円・東京
最低 951円・秋田

地域別
最低賃金マップ

Aランク= ■
Bランク= ■
Cランク= ■

佐賀	福岡	大分
956	992	954
長崎	熊本	宮崎
953	952	952
鹿児島		
953		

山口	島根	鳥取
979	962	957
広島	岡山	大分
1020	982	1052
愛媛	香川	徳島
956	970	980

石川	富山	新潟	福島
984	998	985	955
福井	岐阜	長野	群馬
984	1001	998	985
滋賀	岐阜	長野	埼玉
1017	1001	998	1078
三重	愛知	山梨	東京
1023	1077	988	1163
和歌山	奈良	静岡	神奈川
980	986	1034	1162
			千葉
			1076

北海道
1010

青森
953

秋田
951

山形
955

岩手
952

宮城
973

茨城
1005

栃木
1004

群馬
985

埼玉
1078

千葉
1076

安心して暮らし続けられる地域の要

中小企業支援は 国の義務

最低賃金を「地域別」から「全国一律」へ改め、1500円以上に引き上げには、公正取引の強化や直接支援を含めた中小企業支援の抜本的な強化が不可欠です。国に義務付ける最賃法に変えていきましょう。



大企業の
内部留保は
過去最高

価格転嫁
しなくちゃね

賃上げに 直接助成

岩手県

物価対策として、時給50円以上の賃上げに対し、1人当たり5万円支給する支援制度を創設(2023年度)。

2024年最低賃金の国際比較

日本はこんなに低い



人手不足、人口減少の元凶は低賃金 地方は限界!

人手不足、人口減少は低賃金をもたらしている問題です。いま賃金が地方政治の焦点になり、各知事が最低賃金の大幅引き上げ、格差解消を求めており、地方議会での決議も急増しています。



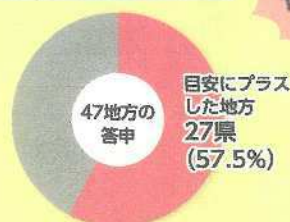
徳島県は 84円UP!

学生や現場で働く労働者が審議会で低賃金の実態を訴え、県知事や県議会、市長会も後押し。大幅引き上げを実現しました!

地方議会決議のうち
全国一律を求める議会の割合

中央審議会の目安50円より
高く引き上げた地方の割合

目安どおりでは
やってられない!



署名で
アクション

この署名は2019年の開始から78万4647筆にのぼり、紹介議員数は83人から126人に増えました。もっと広げて全国一律への法改正を実現させましょう!

※最低賃金の改善を国に求める決議



全労連



国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL.(03)5842-5611 FAX.(03)5842-5620 (2024.10)

【最低賃金全国一律制度の法改正を求める請願署名】

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

【請願趣旨】

最低賃金は2024年の改定によって加重平均1,055円となり、最高額の東京(1,163円)と最低額の県(951円)との差は212円(18.2%)です。地域別最低賃金による額差は、地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となり、最低賃金の大幅引き上げ、格差解消が地方政治の焦点となっています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。

私たちが全国28の都道府県(4万8千人超)で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上必要であることが明らかになっています。特に、この間の物価高騰のもとでは、月額25万円(時給1,700円)が必要との試算結果がでています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金法を改正し、全国一律「1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

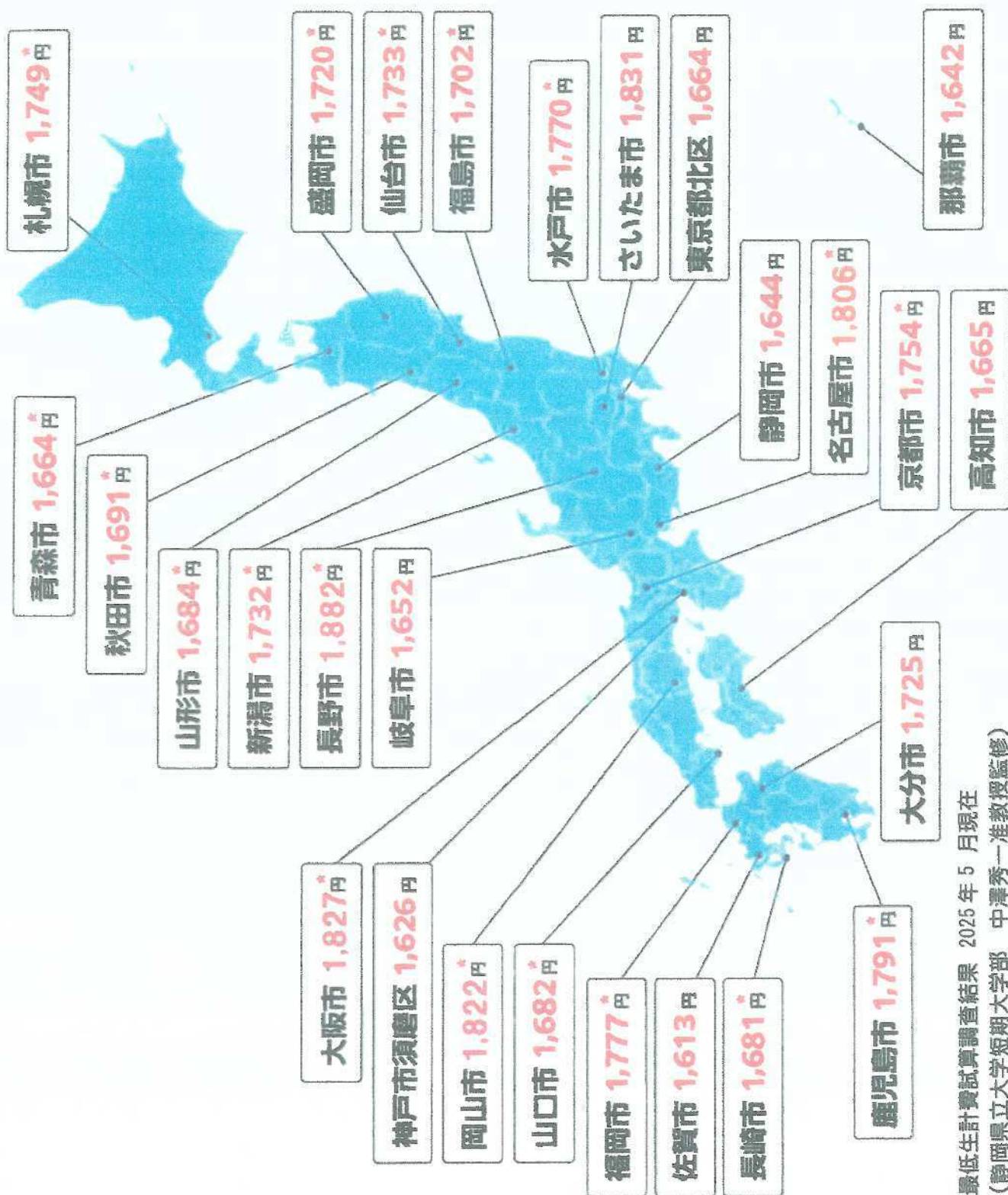
つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

【請願項目】

- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏 名	住 所
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村

※氏名・住所欄は「/」「同上」は不可、住所は都道府県から番地まで記入ください。
※この署名用紙は、国会の論議以外の目的に個人情報を利用されることはございません。



最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年4月現在

都道府県名		北海道		青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県		茨城県		埼玉県		千葉県		東京都	
試算結果発表		2016年4月		2018年3月		2022年11月		2022年10月		2020年7月		2024年10月		2019年9月									
自治体名		札幌市		釧路市		青森市		盛岡市		仙台市		秋田市		山形市		福島市		水戸市		さいたま市		新習区	
調査ランク/性別		男性/女性		C/男性		C		C		B		C		C		B		B		A		男性/A	
消費支出		185,798		182,381		179,522		183,717		183,708		182,825		181,425		183,513		189,297		198,908		188,733	
食費		45,978		37,921		46,583		47,242		47,226		47,235		46,055		47,442		45,390		52,243		44,361	
住居費		39,000		35,000		33,000		37,000		35,000		38,000		34,000		36,000		36,458		54,167		65,625	
水道・光熱		12,505		10,208		10,406		11,614		11,066		10,687		10,878		10,900		9,221		10,205		6,955	
家具・家事用品		4,905		5,001		4,065		3,902		4,150		3,841		4,321		3,803		3,595		3,818		2,540	
被服・服飾		6,922		8,593		6,895		7,144		7,709		6,901		6,131		6,506		8,682		8,142		6,806	
保健医療		4,701		2,980		2,604		2,636		2,682		2,690		2,682		2,817		1,007		3,519		1,009	
交通・通信		14,459		38,460		26,159		26,987		26,713		26,719		26,522		26,234		31,216		16,400		12,171	
教育		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
娯楽・娯楽		35,654		27,584		19,599		19,988		19,512		20,266		19,089		19,756		28,614		25,843		25,577	
その他		21,574		18,536		20,138		20,105		20,257		20,072		21,696		20,123		22,992		23,569		23,689	
非消費支出		58,009		44,978		52,112		52,666		57,956		52,555		53,041		55,531		57,375		58,184		51,938	
非消費比率		22.11%		18.28%		20.88%		20.42%		22.31%		20.73%		21.00%		20.95%		21.60%		21.18%		20.02%	
予備費		16,500		18,200		17,950		18,600		18,300		18,200		18,100		18,300		18,900		19,600		18,800	
最低生計費(月額)		204,296		200,581		197,422		205,317		202,008		201,025		199,525		201,613		208,197		216,506		207,533	
税引		262,307		245,459		249,534		258,000		260,006		253,500		252,566		255,344		265,572		274,690		269,471	
年額(税込)		3,147,684		2,945,508		2,994,408		3,096,006		3,120,072		3,042,960		3,030,792		3,061,126		3,186,651		3,296,280		3,113,652	
月150時間換算		1,749		1,636		1,664		1,720		1,733		1,691		1,684		1,702		1,770		1,831		1,730	
月155時間換算		1,692		1,584		1,610		1,665		1,677		1,636		1,629		1,647		1,713		1,772		1,693	
月173.8時間換算		1,598		1,412		1,436		1,484		1,496		1,459		1,453		1,469		1,528		1,580		1,493	
2024年改定最賃額		1010		953		952		973		951		955		955		955		1005		1078		1163	
若年単身者サンプル数		201		201		201		201		201		201		201		201		190		153		411	
全体サンプル数		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,358		2,047		3,238	

(注)赤字は以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果。

若年単身者サンプル数	合計
5,121	49,296

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年4月現在

都道府県名	25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算									
	新潟県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	岡山県	山口県
試算結果発表	2015年12月	2020年1月	2023年1月	2015年12月	2016年2月	2019年4月	2022年1月	2022年6月	2020年7月	2019年4月
改定年月	2024年8月	2024年			2025年1月	2023年10月	2025年1月		2020年1月	2024年7月
自治体名	新潟市	長野市	岐阜市	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	岡山市	山口市
性別	男	女	男	男	男	男	男	男	男	男
消費支出	183,314	204,601	176,737	181,897	192,777	172,231	195,531	175,940	196,114	184,397
食費	45,978	50,558	44,872	40,253	53,603	38,457	51,334	44,206	46,612	43,021
住居費	39,000	43,730	38,000	38,000	50,667	32,000	55,000	46,000	41,667	34,633
水道・光熱	13,556	8,168	7,874	7,559	7,983	7,510	5,779	7,301	8,267	7,656
家具・家用品	4,558	5,193	3,058	3,109	4,443	3,799	4,909	3,972	4,867	5,111
被服・履物	8,376	8,237	7,748	7,521	9,688	8,272	8,509	5,594	7,171	7,039
保健医療	4,319	1,056	1,501	4,591	2,366	2,186	4,305	2,106	1,122	6,190
交通・通信	16,127	31,248	34,993	43,356	15,324	40,639	12,246	17,702	12,464	19,211
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
娯楽・娯楽	31,610	29,303	20,390	18,408	22,646	17,521	31,621	29,512	28,417	26,433
その他	19,601	27,068	18,301	19,662	25,015	21,847	26,923	19,547	24,275	19,658
非消費支出	58,008	57,295	53,422	46,662	58,979	47,829	58,990	50,492	57,535	49,467
非消費額比率	22.33%	20.30%	21.56%	18.92%	21.77%	20.18%	21.53%	20.70%	21.05%	19.62%
予備費	18,500	20,400	17,600	18,100	19,200	17,200	19,500	17,500	19,600	18,600
最低生計費(月額)	201,814	225,001	194,337	199,997	211,927	189,431	215,031	183,440	215,714	202,587
税込	259,823	282,296	247,759	246,659	270,905	237,260	274,021	243,932	273,249	252,054
年額(税込)	3,117,881	3,387,551	2,973,108	2,959,908	3,250,874	2,847,120	3,288,252	2,927,184	3,278,968	3,024,768
月150時間換算	1,732	1,882	1,652	1,644	1,806	1,582	1,827	1,626	1,822	1,680
月155時間換算	1,676	1,821	1,598	1,591	1,748	1,531	1,768	1,574	1,763	1,626
173.8時間換算	1,495	1,624	1,428	1,431	1,559	1,365	1,577	1,404	1,572	1,450
2024年改定最賃額	985	998	1001	1034	1077	1058	1114	1052	982	979
若年単身者サンプル数	74	748	38	195	217	412	634	112	265	167
全体サンプル数	715	3,686	1,046	1,670	989	4,745	9,501	757	3,675	2,029

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年4月現在

都道府県名		高知県		福岡県		佐賀県		長崎県		大分県		鹿児島県		沖縄県	
試算結果発表		2022年6月		2018年6月		2019年12月		2019年4月		2021年6月		2019年4月		2020年7月	
改定年月		2024年6月		2024年6月		2024年6月		2024年7月		2024年7月		2024年7月		2024年7月	
自治体名		高知市		福岡市		北九州市		佐賀市		大分市		鹿児島市		那覇市	
最賃ランク/性別		C/男性	C/女性	B/男性	B/女性	B	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/女性
消費支出		183,888	184,283	188,477	194,797	184,363	178,127	178,887	180,760	182,724	191,848	195,100	196,068	179,439	182,095
食費		45,423	37,954	54,445	40,761	44,101	39,025	30,274	48,843	39,655	42,755	49,878	39,047	41,266	33,200
住居費		33,000	33,000	40,000	40,000	30,000	34,500	34,500	42,000	42,000	39,000	38,000	38,000	36,458	36,458
水道・光熱		8,710	10,380	8,589	10,215	7,743	8,150	9,894	8,303	10,114	7,560	8,715	10,366	8,764	10,424
家具・家事用品		3,247	3,707	4,134	4,905	3,697	3,581	3,911	4,867	4,843	4,226	3,376	4,317	3,826	3,351
被服・服飾		6,638	8,223	7,343	8,966	7,108	5,635	5,111	7,895	9,210	4,478	6,137	7,270	5,021	3,339
保健医療		1,506	868	1,228	3,920	1,162	1,184	3,779	1,220	3,803	2,248	1,210	3,859	1,142	3,643
交通・通信		37,467	33,923	12,936	16,706	41,686	41,856	41,856	13,016	13,016	36,302	38,142	46,194	33,794	33,794
教育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽		26,070	25,781	34,425	36,608	24,739	25,964	25,976	26,534	30,128	26,635	26,361	27,327	25,620	25,177
その他		21,627	31,367	25,077	32,717	24,127	18,252	23,766	26,082	29,885	23,873	26,545	26,935	23,648	32,209
非消費支出		47,711	47,711	59,221	59,221	49,776	46,045	46,045	53,339	53,339	53,037	54,096	54,096	48,977	48,977
非消費額比率		19.11%	19.05%	22.22%	21.65%	19.71%	19.03%	19.97%	21.16%	20.96%	20.49%	20.15%	20.05%	19.88%	19.65%
予備費		18,300	18,400	18,890	19,400	18,400	17,800	17,800	18,000	18,200	18,700	19,200	19,500	17,900	18,200
最低生計費(月額)		201,998	202,683	207,277	214,197	202,763	195,927	196,687	198,760	200,924	205,777	214,600	215,688	197,339	200,295
税抜		249,699	250,394	266,486	273,416	252,539	241,972	242,732	252,099	254,263	258,814	268,696	269,794	246,316	249,272
年額(税込)		2,996,388	3,004,728	3,197,981	3,281,021	3,030,468	2,903,664	2,912,784	3,025,191	3,051,160	3,105,768	3,224,356	3,237,534	2,955,792	2,991,264
月150時間換算		1,665	1,668	1,777	1,823	1,684	1,613	1,618	1,681	1,695	1,725	1,791	1,799	1,642	1,662
月155時間換算		1,611	1,615	1,719	1,764	1,629	1,561	1,566	1,626	1,640	1,670	1,734	1,741	1,589	1,608
173.8時間換算		1,437	1,441	1,533	1,573	1,453	1,392	1,397	1,451	1,463	1,489	1,519	1,532	1,417	1,434
2024年改定最賃額		952		992			956		953		954		953	952	
若年単身者サンプル数		94		267			111		141		109		158	84	
全体サンプル数		969		3,000			805		1,478		1,483		1,621	962	

全国一律最低賃金制の実現を求める国会請願署名 紹介議員名簿

全労連・国民労働共同委員会2025年5月15日現在

議員氏名	会派	衆・参	選挙区名	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1 今枝 宗一郎	自民	衆	愛知14	○						
2 藤丸 敏	自民	衆	福岡7							
3 伊藤 忠彦	自民	衆	(比)北海道	○						
4 長坂 正	自民	衆	(比)北海道	○						
5 岩屋 毅	自民	衆	大分3							
6 井出 庸生	自民	衆	(比)北陸信越							
7 塩川 恭也	共産	衆	(比)北関東	○	○	○	○	○	○	○
8 殿田 重二	共産	衆	(比)近畿	○	○	○	○	○	○	○
9 田村 貴昭	共産	衆	(比)九州	○	○	○	○	○	○	○
10 木村 伸子	共産	衆	(比)北海道	○	○	○	○	○	○	○
11 志位 和夫	共産	衆	(比)北関東	○	○	○	○	○	○	○
12 田村 智子	共産	衆	(比)東京	○	○	○	○	○	○	○
13 赤嶺 政賢	共産	衆	沖縄1	○	○	○	○	○	○	○
14 廣巳 孝太郎	共産	衆	(比)近畿							NEW
15 堀川 あきこ	共産	衆	(比)近畿							NEW
16 倉林 明子	共産	衆	参 京都	○	○	○	○	○	○	○
17 伊藤 岳	共産	衆	参 埼玉	○	○	○	○	○	○	○
18 吉良 よし子	共産	衆	参 東京	○	○	○	○	○	○	○
19 山添 拓	共産	衆	参 東京	○	○	○	○	○	○	○
20 井上 智士	共産	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
21 山下 芳生	共産	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
22 紙 智子	共産	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
23 小池 晃	共産	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
24 岩淵 友	共産	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
25 仁比 聡平	共産	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
26 大門 英紀史	共産	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
27 長友 慎治	国民	衆	(比)九州							
28 浅野 哲	国民	衆	茨城5							
29 西岡 秀子	国民	衆	長崎1							NEW
30 石井 智恵	国民	衆	(比)四国							NEW
31 舟山 康江	国民	衆	参 山形	○	○	○	○	○	○	○
32 芳賀 達也	国民	衆	参 山形	○	○	○	○	○	○	○
33 上田 清司	国民	衆	参 埼玉	○	○	○	○	○	○	○
34 大石 あきこ	れいわ	衆	(比)近畿							
35 高井 崇志	れいわ	衆	(比)北関東							NEW
36 八幡 愛	れいわ	衆	(比)近畿							NEW
37 松後 靖彦	れいわ	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
38 木村 英子	れいわ	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
39 天島 大輔	れいわ	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
40 福島 伸享	有志	衆	茨城1							
41 ながえ 孝子	無	衆	参 愛媛	○	○	○	○	○	○	○
42 寺田 静	無	衆	参 秋田	○	○	○	○	○	○	○
43 長浜 博行	無	衆	参 千葉	○	○	○	○	○	○	○
44 新垣 邦男	社民・立	衆	参 比例							
45 福島 みずほ	社民・立	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
46 大橋 ゆう子	社民・立	衆	参 比例							
47 高良 鉄美	参 比例	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
48 伊波 洋一	参 比例	衆	参 比例	○	○	○	○	○	○	○
49 斎藤 アレックス	維新	衆	参 滋賀							
50 高田 由紀子	維新	衆	参 滋賀							
51 小川 理也	立憲	衆	香川1	○	○	○	○	○	○	○
52 楠木 達雄	立憲	衆	岡山4	○	○	○	○	○	○	○
53 岡本 あき子	立憲	衆	宮城1	○	○	○	○	○	○	○
54 山崎 誠	立憲	衆	(比)北関東	○	○	○	○	○	○	○
55 篠原 豪	立憲	衆	神奈川1	○	○	○	○	○	○	○
56 神谷 裕	立憲	衆	北海道10	○	○	○	○	○	○	○
57 大河原 雅子	立憲	衆	東京21	○	○	○	○	○	○	○
58 末松 義規	立憲	衆	東京19	○	○	○	○	○	○	○
59 近藤 昭一	立憲	衆	愛知3	○	○	○	○	○	○	○
60 阿部 知子	立憲	衆	神奈川12	○	○	○	○	○	○	○
61 早稲田 夕季	立憲	衆	神奈川14	○	○	○	○	○	○	○
62 植田 昭夫	立憲	衆	栃木2	○	○	○	○	○	○	○
63 渡辺 誠二	立憲	衆	北海道8	○	○	○	○	○	○	○
64 櫻井 周	立憲	衆	兵衛8	○	○	○	○	○	○	○
65 重徳 和彦	立憲	衆	愛知12	○	○	○	○	○	○	○
66 中島 英仁	立憲	衆	山梨1	○	○	○	○	○	○	○
67 青山 大入	立憲	衆	茨城5	○	○	○	○	○	○	○
68 牧 義夫	立憲	衆	(比)北海道	○	○	○	○	○	○	○
69 奥野 純一郎	立憲	衆	千葉9	○	○	○	○	○	○	○
70 森田 俊和	立憲	衆	埼玉12	○	○	○	○	○	○	○
71 小沢 一郎	立憲	衆	岩手3	○	○	○	○	○	○	○
72 白石 洋一	立憲	衆	愛知2	○	○	○	○	○	○	○
73 下島 みつ	立憲	衆	長野2	○	○	○	○	○	○	○
74 幸田 孝	立憲	衆	(比)東北	○	○	○	○	○	○	○
75 田嶋 要	立憲	衆	千葉1	○	○	○	○	○	○	○
76 蓮下 大樹	立憲	衆	北海道1	○	○	○	○	○	○	○
77 石川 香織	立憲	衆	北海道11	○	○	○	○	○	○	○
78 菊田 真紀子	立憲	衆	新潟2	○	○	○	○	○	○	○
79 青柳 陽一郎	立憲	衆	神奈川6	○	○	○	○	○	○	○
80 松原 仁	立憲	衆	東京26	○	○	○	○	○	○	○
81 篠原 孝	立憲	衆	長野1	○	○	○	○	○	○	○
82 小宮山 泰子	立憲	衆	埼玉7	○	○	○	○	○	○	○
83 小淵 慎司	立憲	衆	福島3	○	○	○	○	○	○	○
84 谷田川 元	立憲	衆	(比)北関東	○	○	○	○	○	○	○
85 嶋 猛	立憲	衆	岩手1	○	○	○	○	○	○	○
86 笠 浩史	立憲	衆	神奈川9	○	○	○	○	○	○	○
87 藤原 朝博	立憲	衆	(比)九州	○	○	○	○	○	○	○
88 藤田 さゆり	立憲	衆	宮城2	○	○	○	○	○	○	○
89 山岡 進丸	立憲	衆	北海道9	○	○	○	○	○	○	○
90 瀬川 龍太郎	立憲	衆	静岡8	○	○	○	○	○	○	○
91 渡辺 創	立憲	衆	宮城1	○	○	○	○	○	○	○
92 森山 浩行	立憲	衆	(比)近畿	○	○	○	○	○	○	○
93 坂本 祐之輔	立憲	衆	埼玉10	○	○	○	○	○	○	○
94 手塚 よしお	立憲	衆	東京6	○	○	○	○	○	○	○
95 窪合 貴之	立憲	衆	東京5	○	○	○	○	○	○	○
96 瀬江田 万理	立憲	衆	(比)東京	○	○	○	○	○	○	○

※の方は国会や省庁等の役職により紹介議員にれない

議員数の推移	19年	20年	21年	22年	23年	24年6月
自民	45	83	110	123	122	126
立憲	6	86	20	7		
共産	3	20	7			
国民	8	8	136			
合計	6	86	20	7		

議員数の推移	19年	20年	21年	22年	23年	24年6月
自民	45	83	110	123	122	126
立憲	6	86	20	7		
共産	3	20	7			
国民	8	8	136			
合計	6	86	20	7		

物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**（1時間あたり）の
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**〔最大50人分〕を支給します。

支援金の 支給額

従業員1人当たり**6万円**、最大50人分
（1事業所当たり最大300万円）

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。
（詳しくは裏面へ）

支給要件

①賃上げの対象時期

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
（賃金の支給が令和7年10月以降となったものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間当たり60円**
以上引き上げていること。

（イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を**1年間継続**すること。

受付開始

令和7年 **2月20日（木）**

支給上限

岩手県全体で30,000人を上限とし、
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和7年11月14日〔金〕で受け付け終了とします。

手続きについては
裏面をご覧ください

支援金申請について

必要書類

- ①物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- ②支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ③支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- ⑤別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したもの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥その他、知事が必要と認める書類

支給対象事業者

次のチェック項目すべてに該当する者(法人の場合)

※個人事業主においても同様の要件に該当する必要があります(詳しくは下記の特設ページをご確認ください)。

- :中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等※1、協同組合等※1及び普通法人※1に該当。
- :県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- :県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- :岩手県税に未納がないこと。

- :過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- :過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- :風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- :岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条例3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- :会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。

- ①構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ②特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの(後援会等)
- ③特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- ④岩手県が設立した法人
- ⑤法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ①会社役員、個人事業主
- ②日々置入れられる者
- ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

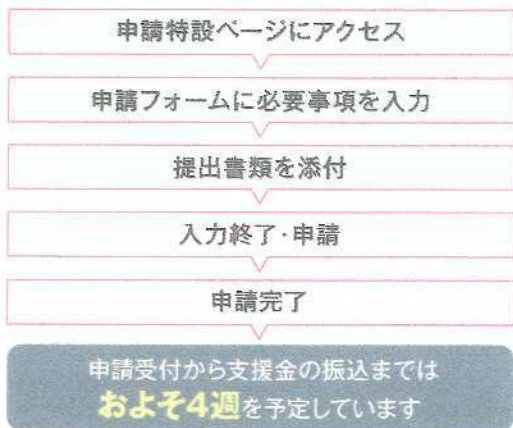
業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

申請方法

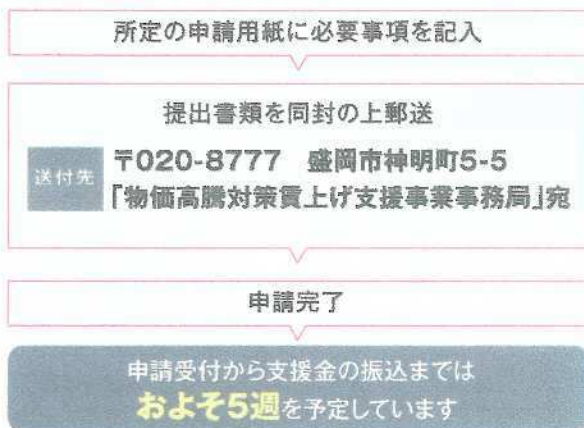
《ホームページからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください》



ホームページから申請



郵送で申請



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予め御了承ください。

申請特設ページはこちら

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>



申請書類の

ダウンロードはこちら



お問い合わせ

※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

〒020-8777 盛岡市神明町5-5

tel 019-601-7165 受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝・お盆期間を除く)

mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

政労使会議（2025 年 5 月 22 日）関連資料

○マスコミ報道

○「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 カ年計画」施策パッケージ案

最低賃金「2020年代1500円」へ 5カ年計画

達成への道筋 なお険しく

政府 省力化支援など総合的施策示す

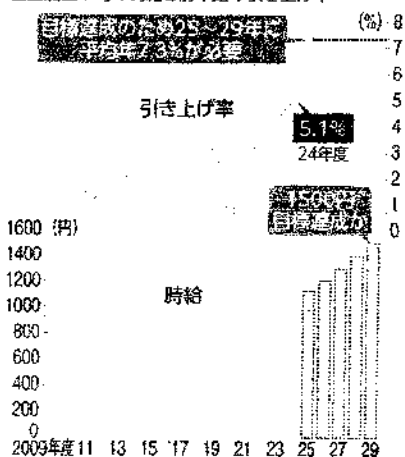
経済界 年平均7.3%増「あまりにも高い」

政府は22日の政労使会議で、最低賃金を全国平均で「2020年代1500円」にする目標に向けた、企業の生産性向上策など総合的な施策を示した。ただ、過去最高の上げ幅だった昨年の5・11%増を超える目標に、人件費高騰に頭を抱える使用者側は「実現不可能」と突き放しており、目標達成の道筋は険しいまだ。

この日、首相官邸であった会議で、石破茂首相は「実質賃金で1%程度の上昇を新たな水準の社会通念として定着させたい」と宣言し、最低賃金の「全国平均1500円」の実現に意欲を示した。

会議では、中小企業の

最低賃金の目標は近年の水準を大きく超える
全国加重平均の増給と前年比の引き上げ率



業種別の対策を示した「賃金向上推進5カ年計画」を政府が説明。飲食業などの12業種では、業種ごとに労働生産性について数値目標を設定し、ロボットなどへの省力化投資を国が支援する。

最低賃金は厚労省の諮問会議が示す「目安」をもとに各都道府県の審議で決める。昨年は過去最

大の引き上げ幅が実現し、全国加重平均で105.5円。「20年代に150.0円」を実現するには今後5年間で44.5円の引き上げが必要で、単純計算だと年平均7.3%増となる。

高い目標の実現には、使用者側の協力が不可欠だが、人件費高騰が経営を直撃する経済界の反応は極めて冷ややかだ。

この日の会議に出席した日本商工会議所の小林健会頭は、政府の引き上げ目標について「(年平均7.3%増)といふのはあまりにも高いんじゃないか」と指摘した。

首相はこの日、欧州連合(EU)が最低賃金に関する指令で「中央値の60%、平均値の50%」を加盟国に示していることに触れ、「(欧州に比べ)我が国の最低賃金が低い水準となっている」とも踏まえ、中央最低賃

金審議會で議論してもらふ」と説明。中央最低賃金審議會の目安を超えろ、引き上げを行う場合は、政府の補助金などで後援する考えを示したが、使用者側の理解を得られぬかは不透明だ。

経営者団体の関係者は「政府目標の実現は不可能。強権を発動する国家権力との闘いだ」と反駁しており、目標達成の先行きは見通せていない。

（富田純一）

医療や介護、保育など、公定価格が定まっている業種では「公定価格の引き上げ」を掲げ、最低賃金の引き上げにつながる環境整備に取り組む

5.38%

標準

は、非製造業製造業(5.34%)引き上げ率がこのは、情報通で、人材確保高くなった可能う。製造業で金属が6.21%、0.8%だった。新田秀司・労働は「高い物価への確保・定着で、力強い質上ムが継続してた。7月下旬を公表する予(新田正城)

5%減

にあたる「現金
月平均で34万
前年度から3.0
増加幅が2%を
991年以来だっ
賃賃金の計算
者物価指数が
目賃金の増加
に回った。

公共事業などの官公營でも、最低賃金の引き上げに対応できるような仕組みを導入。自治体の入札などでは、物価や最低賃金が上がっても、取引価格を引き上げられないことが多かったが、「国などと自治体の双方が必ず要となる予算を確保する」とした。

大企業賃上げ

2年連続5%超の高

経団連は22日、大企業の賃上げ率の調査結果（12月集計）を発表した。定期給と賃金体系を底上げするベースアップ（ベア）を合わせた賃上げ率は5.38%だった。前年の5.58%（最終集計）を下回ったものの、2年連続で5%超の高賃上げ率となった。

集計可能な17業種97社のうち11業種が前年の賃上げ額を上回った。業種別では、機械金属（5.48%）を最上回った。最も高かったのは、鉄鋼（7.9%）の観点から、性がある。は、非鉄金属、機械金属、経団連政策本部の対応と、という2つのポイント。上げのモチベーション」といふ点に、最終集計で、

実質賃金 昨年度は

農林中金、1.8兆円の赤字

25年3月期
26年3月期は黒字見込む

農林中央金庫が22日発表した2025年3月期決算は、純損益が1兆84月にトップを引き締る」と述べた。

債、ローン担保証券などの投資に振り向ける。

農協などを通じて多くの預金を集める農林中金は、農林水産業の資金需要が乏しい中、債券などの運用で収益を確保してきた。北林氏が「二丁目一番地」とする農林水産業の発展に向け、資金を

米U Sスチール 再審査期限
トランプ氏に当局報告

の脅威」を理由に禁止命令を出した。後任のランプ氏は4月、異例の再審査をCFIUSに命じ、5月21日までの報告を求めた。報告内容は不明だが、ランプ氏はこれを参考に、15日後の6月5日までに計画の可否を判断する見通し。

大きく積み増す方針を米側に伝えてある。ただ、十分な利益回収が見込め、最新の技術も供与できる完全子会社化が前提との姿勢だ。(山本綱作、ニューヨーク・リバー杉山夢)

新社長

▽日本調剤は小越氏

春闘 大企業賃上げ率 5.38%
2年連続5%超の高水準

経団連は22日、大企業の春闘の回答・妥結状況（1次集計）を発表した。定期昇給と賃金体系を底上げするベースアップ（ベア）を合わせた賃上げ率は5.38%だった。前年の5.58%（最終集計）を下回ったものの、2年連続で5%超の高引引き上げ率となった。

集計可能な17業種97社の回答をまとめた。平均引き上げ額は1万9342円で、前年の1万9210円（最終集計）と同様の高水準だった。17業種のうち11業種が前年の引き上げ額を上回った。

業種別では、非製造業（5.48%）が製造業（5.34%）を上回った。引き上げ率が最も高かったのは、情報通信（7.97%）で、人材確保の観点から高くなった可能性があるという。製造業では、非鉄・金属が6.21%、機械金属が6.08%だった。

経団連の新田秀司・労働政策本部長は「高い物価への対応と人材の確保・定着という2点で、力強い賃上げのモメンタムが継続している」と述べた。7月下旬に最終集計を公表する予定。（橋田正城）

実質賃金 昨年度は0.5%減

厚生労働省が22日発表した2024年度の毎月勤労統計調査で、物価を考慮した働き手1人あたりの「実質賃金」は前年度比で0.5%減った。前年度を下回るのは3年連続。物価上昇に賃金の伸びが追いつかなかった。労働者が受け取った額面

の名目賃金にあたる「現金給与総額」は月平均で34万9388円で、前年度から3.0%増えた。増加幅が2%を超えたのは1991年以来だった。だが、実質賃金の計算に使う消費者物価指数が3.5%増と名目賃金の増加幅を大きく上回った。

米USスチール再審査期限

トランプ氏に当局報告

できる完全子会社化が前提との姿勢だ。(山本精作、ニューヨーク刊「杉山歩」)

政労使会議（5月22日）報道記事

朝日新聞

最低賃金 1500 円実現に政府が政策総動員 経営側は「実現不可能」

政府は22日の政労使会議で、最低賃金を全国平均で「2020年代1500円」にする目標に向け、企業の生産性向上策など総合的な施策を示した。ただ、過去最高の上げ幅だった昨年の5.1%増を超える目標に、人件費高騰に頭を抱える使用者側は「実現不可能」と突き放しており、目標達成の道筋は険しいままだ。

この日、首相官邸であった会議で、石破茂首相は「実質賃金で1%程度の上昇を新たな水準の社会通念として定着させる」と宣言し、最低賃金の「全国平均1500円」の実現に意欲を示した。

会議では、中小企業の業種別の対策を示した「賃金向上推進5カ年計画」を政府が説明。人材不足が深刻で、最低賃金の影響を受けやすい飲食業などの12業種では、業種ごとに労働生産性について数値目標を設定し、ロボットなどへの省力化投資を国が支援する。

医療や介護、保育など、公定価格が定まっている業種では「公定価格の引き上げ」を掲げ、最低賃金の引き上げにつながる環境整備に取り組む姿勢を示した。

公共事業などの官公需でも、最低賃金の引き上げに対応できるような仕組みを導入。自治体の入札などでは、物価や最低賃金が上がっても、取引価格を引き上げられないことが多かったが、「国などと自治体の双方が必要となる予算を確保する」とした。

政府は、こうした総合的な取り組みを通じて、目標を実現させたい考えだが、ハードルは高い。

NHK

石破首相 最低賃金引き上げへ “国の補助金などで支援の方針”

2025年5月22日

今年度の最低賃金の引き上げに向けて、石破総理大臣は、国の審議会が示す目安を超える額の引き上げを行う都道府県に対し、特別措置として、国の補助金などで重点的に支援する方針を明らかにしました。

総理大臣官邸で22日夜開かれた「政労使会議」には、石破総理大臣や赤澤経済再生担当大臣らのほか、経済界から経団連の十倉会長らが、労働界からは連合の芳野会長らが出席しました。

この中で石破総理大臣は「ことしの春闘での賃上げは、去年をさらに上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている。このすう勢がわが国の雇用の7割を占める中小企業、小規模事業者、地方で働く人たちにも行き渡ることが重要だ」と述べました。

そして、2020年代に最低賃金を全国平均で1500円まで引き上げるとする目標を達成するため、官民での取り組みを5年間で集中的に実施する考えを示しました。

さらに、今年度の最低賃金の引き上げに向けて、厚生労働省の審議会が示す目安を超える額の引き上げを行う都道府県に対し、特別措置として、国の補助金などで重点的に支援する方針を明らかにしました。

そのうえで「最低賃金の引き上げに対応する中小企業や、小規模事業者を大胆に後押しする」と述べました。

連合 芳野会長 “政府と連合の考え方 おおむね同じ方向性”

連合の芳野会長は総理大臣官邸で記者団に対し「政府と連合の考え方はおおむね同じ方向性だと確認できた。一人ひとりが生活が向上したことを実感できるよう賃上げを継続していくことは重要だ。連合としても各地に出向いて最低賃金の状況などを確認してきており、考え方を持っているの、それを政府にもご理解いただく」と述べました。

日経新聞

最低賃金引き上げへ都道府県に補助金 石破首相、政労使会議で表明 2025年5月22日

石破茂首相は22日、賃上げを後押しする都道府県向けの補助金や交付金を創設すると表明した。中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引き上げ額となった都道府県を対象とする。2025年度の改定からの適用を目指す。

首相官邸で開催した経済界や労働団体の代表者と意見交換する「政労使会議」で明らかにした。経団連の十倉雅和会長や連合の芳野友子会長らが参加した。

首相は補助金や交付金の活用で「都道府県による地域の実情に応じた賃上げ支援を十分後押しする」と語った。

「生産性向上に取り組み、最低賃金の引き上げに対応する中小企業や小規模事業者を後押しする」と強調した。石破政権は20年代に最低賃金を全国平均で1500円に引き上げる目標を掲げる。改定額は国の中央最低賃金審議会が毎年7月ごろに目安を示し、それに基づいて都道府県の審議会が提示する仕組みになっている。

25年の春季労使交渉の賃上げは34年ぶりの高水準となった。一方、中小企業は大企業に比べて賃上げ率が低い。生産性の向上や適切な価格転嫁などが課題となっている。

政府は14日、中小企業で働く人の賃上げに向けた「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を示した。生産性向上などに29年度までの5年間で官民で60兆円を投資する。政労使会議で同計画について意見交換した。

東京新聞 最低賃金引き上げに補助金 1500円目標で首相表明 2025/5/22 (共同通信)

政府は22日、労働団体や経済界の代表者と話し合う政労使会議を官邸で開き、2020年代に最低賃金を1500円に引き上げる目標の実現に向けた政策を議論した。石破茂首相は、補助金や交付金を活用して各都道府県の最低賃金引き上げを支援する考えを示した。中央最低賃金審議会が示す目安額を超える引き上げを行った都道府県を対象とする。

会議には石破氏のほか、経団連の十倉雅和会長、日本商工会議所の小林健会頭、連合の芳野友子会長らが参加。24年度の最低賃金は全国平均時給1055円で、29年度に目標を達成するには単純計算で毎年7・3%の伸びが必要となる。

産経新聞 最低賃金1500円への目標実現に補助金など活用 政労使会議で石破首相表明 2025/5/22

政府は22日、労働団体や経済界の代表者と話し合う政労使会議を官邸で開き、2020年代に最低賃金を1500円に引き上げる目標の実現に向けた政策を議論した。

石破茂首相は、補助金や交付金を活用して各都道府県の最低賃金引き上げを支援する考えを示した。中央最低賃金審議会が示す目安額を超える引き上げを行った都道府県を対象とする。

会議には石破氏のほか、経団連の十倉雅和会長、日本商工会議所の小林健会頭、連合の芳野友子会長らが参加。24年度の最低賃金は全国平均時給1055円で、29年度に目標を達成するには単純計算で毎年7・3%の伸びが必要となる。

欧州連合(EU)には最低賃金をフルタイム労働者の賃金の中央値の60%とする指標があり、日本での導入是非も論点だ。連合によると日本は5割弱にとどまる。

サンスポ 最低賃金引き上げに補助金、1500円目標で首相表明 都道府県支援、政労使会議

政府は22日、労働団体や経済界の代表者と話し合う政労使会議を官邸で開いた。石破茂首相が出席し、2020年代中に最低賃金を1500円に引き上げる目標の実現に向け、補助金や交付金を活用して各都道府県の引き上げを支援する考えを示した。中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)が示す目安額を超える引き上げを行った都道府県が対象となる。

石破氏は「賃上げ環境の整備に政策資源を総動員する」と強調した。中小企業が取引先に対して価格転嫁しやすくすることや、生産性向上の支援にも注力する。

24年度の最低賃金は全国平均時給1055円で、29年度に目標を達成するには単純計算で毎年7・3%の伸びが必要となる。25年度の改定の議論は夏に始まる見通しだ。

日本商工会議所の小林健会頭は会議終了後に記者団の取材に応じ、7・3%の引き上げ率を「あまりにも高い」と指摘。経団連の十倉雅和会長は最低賃金が赤字企業にも適用されることに触れ「中小企業や連合の意見もよく聞いて議論してほしい」と述べた。

「中小企業・小規模事業者の
賃金向上推進5か年計画」
の施策パッケージ案

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」 の施策パッケージ案 (目次)

I. 目指すべき方向性	3
II. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化	4
(1) 官公需における価格転嫁策の強化	4
(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進	7
(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化と活用促進	8
III. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上	8
(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の策定・実行	9
(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実	9
(3) 12業種の「省力化投資促進プラン」の概要	10
①飲食業	10
②宿泊業	10
③小売業	11
④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）	12
⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）	12
⑥製造業	13
⑦運輸業	14
⑧建設業	14
⑨医療	15
⑩介護・福祉	16
⑪保育	16
⑫農林水産業	17
(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援	18
(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保	19
IV. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	20
(1) M&Aの売り手側の経営者に対する支援策の強化	20
(2) 経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化	21
(3) 経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチング等の支援	22
(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進	22
(5) 事業承継税制等の検討	22
(6) 経営者保証に依存しない融資の促進と、事業承継の際の解除の促進	23
V. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善	23
(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成	23
(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング支援	24
(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供	24
(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ	25

1. 目指すべき方向性

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で、実質賃金で 1 % 程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させる。

この賃上げのノルムの定着のため、「新しい資本主義実行計画」を本年 6 月に改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

特に、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの 5 年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

とりわけ、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足がとりわけ深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの 5 年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を策定し、これを強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の引上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。その上で、各都道府県で、中央最低賃金審議会の目安を超えて最低賃金の引上げが行われる場合には、支援を行う。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費転嫁指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5 年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの 5 年間で概ね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。

このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の策定・実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、概ね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行える事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけ生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

Ⅱ. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、下請法改正による業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下の通り、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確

保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需についての中小企業者の受注に関する法律に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

とりわけ、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者ができる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応にあたっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続きの簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、概ね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払い、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底すると

ともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性をもって可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請けかけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向づけを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、災害協定を締結している場合、随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NPO等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種をはじめとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細やかに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管官庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法の改正法の成立を見据え、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管官庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

とりわけ、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請 G メン、公正取引委員会による優越 G メンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別の G メン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小受託取引適正化法の実効性をより高めるため、同法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働きかけるとともに生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充する等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプラ

イチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会をとらえ、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働きかけを実施する。

⑤官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化と活用促進

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

Ⅲ. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなることが見込まれる一方で、未だ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から2029年度までの5年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

とりわけ生産性向上の必要が大きい、「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、

2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の策定・実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足がとりわけ深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業・ビルメンテナンス業）、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、製造業、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細やかに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管官庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージ案の「II. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」及び「IV. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う、新たなサポート体制を整備することを検討する。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、

支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

（３）12業種の「省力化投資促進プラン」の概要

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。併せて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主なKPI

2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取り組みを促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感がさらに高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する

優良事例も存在。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接が不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（令和7年3月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。併せて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用し、省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取り組みに関する、わかりやすく、きめ細やかな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組み合わせにより、業界団体に属さない中小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主なKPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回のべ約4300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業の内、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細やかな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。併せて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組み合わせにより、業界団体に属さない中小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業員やパート従事者の出勤退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主なKPI

2029年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を100%にする。2025年度から2029年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年2,800とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。
- ・さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働きかけや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上を目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性5%向上を目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたDX化の支援を実施する。

v) 主なKPI

鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等における事業成果や優良事例の周知をする。航空分野では、毎年省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を2029年度までに9%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者におけるICT活用は依然と

して課題がある状況。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増進・普及拡大を図る。併せて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主なKPI

2029年度までに年間実労働時間（1人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023年度の建設業は2018時間に対し全産業は1956時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保はさらに困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するICT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するIT導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各

都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

ⅴ) 主なKPI

2030年までに、概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化（人員配置の柔軟化）を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

ⅴ) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士がこどもと向き合う時間を確保する。

また、2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間がとれないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる4機能）など保育の周辺業務や補助業務をICT活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組をさらに促進する。

v) 主なKPI

2026年度までに登降園管理機能をはじめとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では1経営体あたりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押し。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活

用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化・情報通信基盤の整備等を実施する。

- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、地方公共団体や関係団体等と連携し、全国の普及指導センターに相談窓口を設置する等を行う。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県または漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主なKPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25の都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、さらにその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週１副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に１回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

① 地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経産省による、地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の３事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記３事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

② 地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働きかけや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③ 地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は４割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するという先進事例の横展開を促す。

④ 人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

IV. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行える事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売り手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策のあり方の検討を進める。

また、労働者の働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等に則った対応を徹底する。

(1) M&Aの売り手側の経営者に対する支援策の強化

M&Aの売り手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそもM&Aの検討を躊躇するケースが多い。こうした売り手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者がM&Aを一つの経営の選択肢とできるよう支援策を強化する。

①M&A後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証を外さない不適切な買い手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者のM&A市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者のM&Aにおける取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A支援機関登録制度を通じてM&Aの取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&Aキャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&Aにどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気づきの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国47都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度をさらに高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化

経営者からすると普段の経営で関わりのない民間のM&Aアドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&Aアドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&Aの実施にあたっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&Aアドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えてM&Aアドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材

の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化すべきである。また、同センターによる都道府県のエリアを超えたM&Aのマッチングを促進すべきである。

(3) 経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A後の事業の成長加速の観点から、経営能力に優れたM&Aの買い手へのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的なPMIの推進

円滑なM&AのためにはM&A前後の事業統合（PMI（Post Merger Integration））が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対するPMIの重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A補助金等の予算措置を活用して効果的なPMIを促していく。

(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定されたところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

(5) 事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策のあり方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と、事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という３要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁と金融庁とで連携し、上記３要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

V. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングや仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきている。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成のため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働きかけを強化し、そうした業種における現場人材の育成・処遇改善につなげていく。

(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング支援

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。これも踏まえ、技術トレンドも踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行えるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキル毎のトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

(3) 社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身につけるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定をはじめとした必要な対応策について、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等を踏まえながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担うこどもたちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、さらなる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに見直しを実施する。